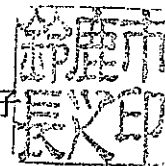




鈴環第1727号
平成31年3月6日

(仮称) 鈴鹿 PA スマート IC 周辺
土地区画整理組合設立準備会
会長 上田 正光 様

鈴鹿市長 末松 則子



(仮称) 鈴鹿 PA スマート IC 周辺土地区画整理事業に係る簡易
的環境影響評価書に対する意見について

平成30年11月12日に提出のありました簡易的環境影響評価書について、三重県環境影響評価条例第38条の6第1項に基づく意見は、以下のとおりです。

全般

事業実施の際に予測結果と異なる状況が発生した場合には、適切な措置を講じ、可能な限り環境影響の回避または低減に努めること。

誘致企業に対し、建設時及び供用時における環境影響配慮を促すこと。

大気・騒音・振動

工事車両の走行、工事中の重機の稼動に伴う大気・騒音・振動について対策を実施し、可能な限り影響を低減すること。

水質

造成工事による濁水について、万全の対策を行い最小限に抑制すること。

その他

建設工事に伴う造成工事により、伐開、伐採、抜根による樹木や根株が大量に発生するため、これらの発生量を予測しているが、自然還元利用及び建築資材として自ら場内利用がないため、検討し実施すること。

区画整理事業で生じる廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、事業者責任において適正に処理すること。

周辺農地、農業用施設に支障をきたさないように十分注意すること。

工事区域周辺における生活道路の安全確保と道路環境の保全に十分注意すること。